

令和5年和光市農業委員会11月総会会議録

和光市農業委員会

令和5年和光市農業委員会11月総会日程

令和5年11月29日（水曜日）午前10時00分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 10番 井口俊彦委員 2番 富岡和樹委員

日程第4 提出議案 議案第37号 農地法第3条許可申請について
議案第38号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の
決定について

議案第39号 和光市農業委員会会長専決規程の一部改正について

日程第5 協議事項 ①令和5年和光市農業委員会12月総会の日程について

②農地利用状況調査の実施体制について

③その他

日程第6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第7 閉 会 午前10時30分

出席委員（11名）

1番	新坂篤司君	2番	富岡和樹君
3番	富岡浩之君	4番	本多修君
5番	成田真理子君	6番	小寺淳一君
7番	吉田成実君	8番	田中和巳君
9番	富澤孝子君	10番	井口俊彦君
11番	浪間兼三君		

欠席委員（0名）

開会 午前10時00分

◎開会

◎開議

○事務局長（大塚） 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

ただいまから令和5年和光市農業委員会11月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお祈いします。

○新坂会長 改めまして、皆様、おはようございます。

11月も下旬となり、秋野菜の収穫で日々忙しいなかお集まりいただきありがとうございます。

本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお祈いいたします。

それでは、令和5年和光市農業委員会11月総会を始めます。

出席委員は11人中11名で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることを報告いたします。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、10番、井口委員、2番、富岡和樹委員を指名します。

◎提出議案

議案第37号 農地法第3条許可申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

議案第37号 農地法第3条許可申請についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 議案第37号 農地法第3条許可申請について。

議案書の1ページ目をご覧ください。

議案第37号 農地法第3条許可申請について。

譲受人、和光市下新倉二丁目**番**号、Aさん。譲渡人、和光市下新倉二丁目**番**号、Bさん。譲受人の経営状況、畑7,587.2平方メートル。土地表示、下新倉六丁目**番。登記簿、田、現状、畑、面積958平方メートル。目的は、将来の農家相続を踏まえ生前贈与すること

で、譲受人及び譲渡人との間で合意に達したためとなっています。

農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっていますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、市内農家のBさんの所有している農地を息子のAさんに譲り渡すためのもので、将来の相続を見据えて生前贈与をするための申請となります。

許可要件との整合性についてですが、まず譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、Aさんが所有されている市内の農地を吉田委員にご確認をいただいております。

本日配付の写真資料の1ページ目から5ページ目をご覧ください。

1ページ目が申請地、2ページ目から5ページ目が所有地となります。

農機具の保有状況としましては、トラクター1台、耕うん機1台、噴霧器1台などを保有しております。

農業の技術面につきましては、Aさんご自身が農作業従事歴12年、父のBさんが48年となっております。

労働力としましては、譲受人のAさんは年間従事日数60日、父のBさんが300日、母のCさんが120日、姉のDさんが30日となっております。世帯として510日従事しています。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件については、世帯として年間150日以上従事することとなっているため、要件は満たしております。

最後に、地域との調和要件ですが、今回は生前贈与による家族間の所有権移転であり、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障は無い見込みです。

以上の点を踏まえまして農地法第3条の許可要件を満たしているか、ご審議をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長　こちらは7番、吉田委員に現地確認をいただきました。

それでは、吉田委員から現地確認の報告をお願いします。

○吉田委員　11月24日に現地を確認し、問題なく耕作されておりました。

○新坂議長　ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、許可ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は許可といたします。

◎提出議案

議案第38号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第38号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(江口) 議案第38号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について。

議案書の3ページから11ページ目をご覧ください。

本案件は、市街化区域内にある生産緑地の貸借で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請となります。

貸主のEさんと借主のFさんの間で12月から3年間、生産緑地を使用貸借することで合意に至ったことによるものです。

議案書の4ページをご覧ください。

事業計画の認定申請書となっており、借主がこの計画を市長に提出し、農業委員会の審査での決定をもって認定をするものとなります。この計画が認定されることで生産緑地の貸し借りを行うことができ、期限が到来すれば自動的に貸借が終了し、離作料の支払いを求められることなく、農地が確実に貸手に返還されることとなります。

事業計画認定の要件は3点あります。

1点目は、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行うことです。

議案書5ページ目の表のハの(3)をご覧ください。

地産地消を目的としてコマツナ、ホウレンソウ、エダマメ、ニンジン、ブロッコリーを作付けし、収穫後は直売所へ納品すると記載があります。こちらが地域の特性に応じた作物を

導入すること、都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産を行うと認められることに該当していると認められ、1点目の要件を満たしていると考えられます。

2点目は、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことです。

議案書5ページの一番下の欄をご覧ください。

①収穫後の農産物の残渣、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、除草は適切に行うとの記述があり、周辺の生活環境と調和の取れた都市農地の利用を確保できていると認められ、2点目の要件も満たしていると考えられます。

3点目は、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用しているかどうかです。

農地の利用状況につきましては、写真資料の6ページと7ページをご覧ください。

以上、事業計画の決定についてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 こちらも7番、吉田委員に現地確認をいただきましたので、報告をお願いします。

○吉田委員 同じく11月24日に現地を確認し、何も問題なく耕作されていたことを報告します。

○新坂議長 ありがとうございます。

皆様から何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この議案について、事業計画の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この計画は決定されました。

◎提出議案

議案第38号 和光市農業委員会会長専決規程の一部改正について

○新坂議長 続きまして、議案第39号 和光市農業委員会会長専決規程の一部改正についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(江口) 議案第39号 和光市農業委員会会長専決規程の一部改正について。

議案書の12ページをご覧ください。

本案件は、農業委員会会長が専決できる事項を定めた和光市農業委員会会長専決規程を、農地法の一部改正に伴い一部改正するものです。

令和5年4月1日施行の改正農地法により、第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号で定められた事項がそれぞれ第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号となったため、専決規程をこれに併せる改正となります。

本日配付の資料2、裏表印刷になっておりますが、こちらが改正後の農地転用届出の申請書になります。変更場所としては、1番目の第7号の部分です。これが今まで第8号であったものが第7号に、裏面の第5条に関しては、第7号であったものが第6号に変更されたというものになります。

説明は以上です。

○新坂議長 この議案について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この議案について、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

以上で本日の上程議案を終結します。

◎協議事項

①令和5年和光市農業委員会12月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項①令和5年和光市農業委員会12月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 協議事項①令和5年和光市農業委員会12月総会の日程についてですが、12月25日月曜日の午前10時からを提案させていただきます。場所は、今回と同じ6階603会議室になります。

なお、1月総会につきましては、1月26日の午後の開催を予定しております。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 12月総会の日程ですが、12月25日月曜日の午前10時からということですが、皆様、

ご都合はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、12月25日月曜日の午前10時から、場所は6階603会議室でお願いいたします。

また、1月については26日午後とのことですが、現時点で都合の悪い方いらっしゃったらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 では26日の午後ということよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、そのような予定でお願いいたします。

◎協議事項

②農地利用状況調査の実施体制について

○新坂議長 続きまして、協議事項②第1回農地利用状況調査の実施体制について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 協議事項②農地利用状況調査の実施体制についてご説明いたします。

こちらは毎年実施している調査で、農地法第30条第1項、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならないという規定に基づいて実施するものです。

調査方法としましては、まず事務局が事前に市内を回り、管理が適切でないと思われる農地をピックアップします。その後、農業委員の皆さんがこちらでピックアップした農地を実際に見て回り、改善指導が必要かどうか判断をいただきます。

判断の基準につきましては、資料3をご覧ください。

農地の利用状況を判定するには、まず農地区分といたしまして、市街化区域内にあるか、市街化調整区域内にあるかを判断していきます。また、生産緑地であるか、納税猶予の対象農地であるか、といった条件を基にそれぞれ点数を設けていき、一定以上の点数になったものが改善指導が必要な農地ということになります。

また次のページ、もう一つの判断基準としまして管理区分あります。農地に雑草を生やしてしまっているその場合、生え具合によって判定の点数が変わります。まばらに繁茂している状態は判定Aで2点、足首以下程度に繁茂しているときは判定Bで3点、腰丈以下ぐら

まで繁茂しているときは判定C、4点など、写真で示しているようにそれぞれの状況によって判定していきます。

また、3ページを見ていただきますと、その他の加点要素として、連続して指導対象となっているか、隣地農地があるか、前回調査後に整地されたことがあるか、といった部分で加点され、最後4ページです。

これらの合計点数をもって4段階判定していただくこととなります。ゼロ点であれば指導無し、1点から3点の場合は保留とし、次回の調査の状況を見て判断することとなります。4点から5点の場合は指導を行い、6点以上は強めの指導を行うという形になります。

現地確認の方法につきましては、事務局で車を出しますので、3名から4名ずつ乗っていただき、一緒に見て回るという形になります。

日程は、12月18日月曜日と19日火曜日を予定しております。

ひとまず議席番号順に割り振らせていただいておりますが、ご都合のつかない場合は、適宜日程を入れ替えていただき、最終的に全員が参加できるようにお願いいたします。

では、グループ分けとして、18日午前のグループを新坂会長、富岡和樹委員、富岡浩之委員、本多委員、18日午後のグループを成田委員、小寺委員、吉田委員、田中委員、19日午前のグループを富澤委員、井口委員、浪間代理とさせていただきます。

いずれの日程もご都合がつかない場合は、20日以降、個別で対応させていただく予定ですので、後ほどご相談ください。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、農地利用状況調査を12月18日月曜日の午前と午後、そして19日火曜日の午前に実施します。先ほどのグループ分けで、現時点で都合の悪い方がいらっしゃいましたらお願いします。

7番、吉田委員。

○吉田委員 18日の午後は農協の会議がありますので、午前中か19日に替えていただければと思います。

○事務局（江口） では、18日の午前でよろしいですか。

○吉田委員 はい。

○新坂議長 5番、成田委員。

○成田委員 時間は何時から、どのぐらいかかりますか。

○事務局（江口） 2時間以内で予定をしておりますので、午前のグループは10時から12時頃、午後のグループは1時半から3時半頃までを想定しております。

○成田委員 であれば、私も18日の午前中をお願いします。

○事務局（江口） では成田委員が18日の午後から午前中に変更。

○成田委員 はい。

○新坂議長 他にご都合の悪い方とかいらっしゃいましたら。

○富岡浩之委員 質問ですが、雨天決行ですか。

○事務局（江口） 原則雨天決行ですが、よほどの荒天の場合は延期を検討します。

○新坂議長 今のグループ分けだと、18日の午後が小寺委員1人になってしまいます。

○事務局（江口） 18日午前に集中していますので、もしご都合がつけば1名を午後にしていただけると助かります。

○本多委員 では、私が午後にします。

○事務局（江口） ありがとうございます。では本多委員が18日の午前から18日の午後になるということで、お願いします。

○新坂議長 皆様、どうでしょうか。予定は今の予定で大丈夫でしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、18日午前の班は9時半集合、18日午後の班は13時30分集合、19日午前の班は9時半の集合をお願いします。集合場所は、いずれも市役所駐車場の地下通用口入口前です。

利用状況調査について、質問やご意見がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしければ、次に移ります。

◎協議事項

③その他

○新坂議長 続きまして、協議事項③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 協議事項③その他についてはございません。

○新坂議長 では、協議事項は以上とします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告①会長専決。

議案書の13ページから19ページをご覧ください。

今回の会長専決は、4条の届出が3件、5条の届出が1件となっており、現地の状況は写真資料8ページから11ページとなっております。

写真の補足をさせていただきますと、会長専決1号は4条の届出で、既に駐車場として利用されておりますが、地目が畑のままになっていたための事後申請となります。

2号も4条の届出で、こちらも転用済みの事後申請になります。写真の土砂が積んである一部となっておりますが、これまでここは市街化調整区域内だったため、県から転用許可が下りない違反転用の状態でしたが、10月6日に市街化編入されたことから、届出により違反状態が解消されるものになります。

3号も4条届出で、こちらは新たに畑が転用されるものになります。こちらもこれまでは調整区域で、農地転用の許可申請をする予定で相談を受けてはありましたが、市街化編入に伴い、届出のみで転用がされることになりました。

4号は5条の届出で、既に更地となっておりますが、これから店舗などの施設が建設される予定です。

説明は以上です。

○新坂議長 ただいま事務局の説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告②農業委員の活動報告について。

今月の活動の共通事項については、写真資料12ページをご覧ください。

11日、12日の市民まつり農産物共進会、本日29日の農業委員会11月総会です。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方はその旨ご記入をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をお願いします。

大丈夫ですか。

(発言する者なし)

◎諸報告

③その他

○新坂議長 それでは、委員の皆様からの報告は無いということなので、続きまして、諸報告

③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告その他ですが、3点、報告がございます。

報告1点目は、市民まつり農産物共進会の結果報告です。

共進会につきましては、皆様の多大なるご協力のもと、11月11日の審査、12日の表彰、販売と大過なく実施することができました。事務局から改めて御礼申し上げます。

出品された農産物の総数や表彰結果につきましては、本日配付資料の4-1から4-3になりますので、ご参考ください。資料4-1が全体の出品件数と表彰の件数、資料4-2が特別賞、優秀賞、入賞のそれぞれの受賞者、資料4-3が優良農業者となっております。

全体の反省会や会計報告につきましては、12月14日木曜日開催の第2回実行委員会で行います。結果につきましては、12月総会で改めて報告させていただきます。

報告2点目になります。

「農家だより」になりまして、資料5をご覧ください。

内容を簡単にご説明いたしますと、一面は和光市表彰において、前会長の石田秀樹さんと前委員の田中明さんが表彰されましたので、紹介記事となっております。

その次は共進会の結果報告記事になります。受賞者の一覧や農業委員会表彰の優良農業者の覧と写真、出品野菜の総数などとなっております。

また、農地利用状況調査の実施記事と、県からのお知らせを掲載しております。

内容についてご意見等ございましたら、また後ほどご連絡をお願いします。

報告3点目です。次の総会までの各委員の会議等の日程についてです。

明日11月30日は12月議会の開会日となり、新坂会長にご出席いただきます。

また、12月14日は第2回農産物共進会実行委員会があり、新坂会長、浪間代理、本多委員
がご出席の予定です。

また、12月18日と19日は利用状況調査で、全委員ご参加の予定です。

最後に、12月21日が議会の閉会日となり、新坂会長がご出席です。

その他ご出席予定の会議等がございましたらご報告をお願いいたします。

その他の報告については以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

全体を通して何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○新坂議長 本日も、皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき、誠に
ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年和光市農業委員会11月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前10時30分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員